

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 1 4 号  
2 0 1 5 年 1 0 月 2 0 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

大阪第一運輸所の藤原指導科長、杉本助役による  
「脅迫行為」のデッチ上げに対する申し入れ

9月27日、大阪第一運輸所の藤原指導科長は西組合員に対して、9月20日の杉本助役とのやり取りについて時系列等報告書の作成を指示した。作成の過程で藤原指導科長は西組合員に対して「『裁判する』は脅迫行為である」旨の発言を繰り返し行った。

西組合員と杉本助役とのやり取りとは、添乗時の指導内容について西組合員の質問に対して杉本助役から明確な返答がないために、指導内容に疑問を持ち不審に思ったために「ボーナスカットがあれば裁判を行います。その時は証人で出てもらいます」と述べた事である。このやり取りは、嫌がらせや組織破壊につながる不当な減率適用を受けた場合に訴訟を提起する権利を述べたことと、そのような恣意的な注意指導の行為を辞めさせるための発言であり、何ら問題ではない。

逆に藤原指導科長の「脅迫行為」のデッチ上げ自体が、訴訟を提起する権利と自由を奪う発言であり、西組合員こそ脅迫を受けた被害者である。よって、以下のとおり申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

#### 記

1. 「『裁判する』は脅迫行為である」という発言は、藤原指導科長の主観でしかなく、誠に不勉強な発言である。発言を撤回し西組合員に謝罪すること。
2. 時系列等報告書の作成は、事実関係を報告するものであり、管理者の意見を述べる場ではない。藤原指導科長から犯罪行為を行ったかのように言われたことにより、本人は大変な動揺をきたしている。時系列等報告書の作成過程でそのような発言を繰り返し行った理由について明らかにすること。
3. 社員が、管理者に対し指導内容について確認し意見を述べる行為は、何ら問題はないと考える。会社の見解を明らかにすること。

以上